

(電子メール施行)

経 総 第 5 0 1 6 号
令 和 4 年 2 月 1 日

一般社団法人 宮城県経営者協会 会長 殿

宮城県経済商工観光部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う体制の切替について (通知)

本県経済商工観光行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、宿泊療養施設や保健所業務等の逼迫が想定されることから、保健所による積極的疫学調査の重点化のため、当分の間、施設等の調査については、その施設の管理者等に実施いただくことになりましたので、下記のとおり御協力をお願いいたします。

記

事業所で新型コロナウイルス陽性者が発生した場合

- ・施設管理者におかれましては、別紙「職場や学校等で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の施設管理者の対応について」を参考に、濃厚接触者の選定を行い、7日間の自宅待機と10日間の健康観察について指示をお願いします。
- ・濃厚接触者の方は、症状が出現し、体調不良となった場合には、かかりつけ医に相談するか、受診・相談センター（電話022-398-9211）に電話するようお願いします。
- ・詳細については、県のホームページを御確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/shisetuchosa.html>

※学校・事業所等向けの解説動画を掲載しています。

(参考) 従業員等の知人が新型コロナウイルス陽性者になった場合

- ・従業員等が陽性者から連絡を受けた場合には、別紙「知人が陽性になった場合」を参考に、御自身が濃厚接触者に該当するか確認し、該当する場合には7日間の自宅待機と10日間の健康観察をするよう、従業員等に指示をお願いします。
- ・詳細については、県のホームページを御確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/doukyokazoku.html>

担当：雇用対策課